

育英大学及び育英短期大学における家計急変した学生の授業料減免要項

(令和2年5月26日 理事長裁定)

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計が急変した世帯の学生に対して、経済的理由により修学を断念することがないよう支援することを目的とする。

(対象)

第2 対象となる学生は、国の行う高等教育の修学支援制度の区分Ⅰ及びⅡに該当しない正課の学生(留学生を含み、休学生を除く。)で、次の第1号及び第3号又は第2号及び第3号に該当する者

- (1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した者を支援対象として実施する公的支援を受けている場合
- (2) 事由発生後の所得が前年の所得と比較して2分の1以下となっている場合
- (3) 今年の所得見込みが、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下である場合

(授業料の減免額)

第3 減免額は、各学期授業料の2分の1の額とする。ただし、高等教育の修学支援制度や学内の奨学金制度により授業料の減免を受けている場合は、減免額からその額を除いた額とする。

(申請手続)

第4 授業料の減免を希望する学生は、所定の申請書に次の書類を添えて各学期における申請期間内に学生支援課に提出しなければならない。

- (1) 第2の第1号に該当する場合は、公的支援の受給証明書のコピー及び直近の課税証明書
- (2) 第2の第2号に該当する場で給与所得者の場合は、減収後1か月分の給与明細書及び減収前1か月分の給与明細書のコピー並びに直近の課税証明書
- (3) 第2の第2号に該当する場で給与所得者以外の場合は、減収後2か月分の仕訳帳等で収支が分かる書類及び前年度の確定申告書のコピー並びに直近の課税証明書
- (4) 第2号及び第3号の証明書類がない場合は、所得が2分の1以下となったことが確認できる書類のコピー並びに直近の課税証明書

(授業料減免の選考)

第5 授業料の減免を受ける学生の選考は、大学と短大合同の運営委員会で行う。

(授業料減免の決定)

第6 学長は、大学と短大合同の運営委員会の選考結果を理事長に内申し、理事長が授業料の減免を受ける学生を決定する。

附 則

この要項は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月25日に改正し、同日より施行する。